

令和8年度履行

業務説明書

業務名 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務

札幌市下水道河川局事業推進部

東部下水管理センター

## 位置図

S=1:5000

10

流通センターライン

10 of 10

## 東部下水管理センター

白石区本通20丁目北2-11

木通 18 丁目北

11/11

本通20丁目北

本通18丁目南

不通 19 丁目南

木通20工具箱

本通 21 丁目机

南郷通19丁目

南鄉通 20丁自北

普通21T固态

南郷通2丁目南

南鄉通之丁里

## 業務委託説明書

### 1. 業務委託理由

本業務は、下水道河川局東部下水管理センターに設置されている自家用電気工作物の機能整備点検及びこれらの設備の円滑な運転確保を図るため保守点検を委託するもので、実施に当たっては別添業務仕様書のほか「電気事業法」、「電気事業法施行規則」、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、併せて委託者の指示により業務を履行するものである。

### 2. 業務場所

白石区本通20丁目北2番11号

東部下水管理センター

### 3. 委託内容

月次点検 1式

年次点検 1式

### 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5. 仕様書

別添業務仕様書による。

# 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本業務は、東部下水管理センターに設置されている自家用電気工作物の機能整備点検及びこれらの設備の円滑な運転確保を図るために保守点検を委託するもので、実施に当たっては下記によるほか「電気事業法」、「電気事業法施行規則」（以下「施行規則」という。）、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、併せて委託者の指示により業務を履行するものとする。

## 1 業務目的

本業務は、電気設備の安全な運転維持管理及び災害の予防を図るべく電気事業法等関係法令に基づき電気設備の定期点検並びに測定の記録を実施し、不良箇所があれば補修の判定資料とするものである。

## 2 電気設備設置場所

札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 11 号

札幌市 下水道河川局 事業推進部 東部下水管理センター

## 3 業務履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務の内容等

### (1) 保安業務内容

委託者の保安規程に基づき実施する受託者の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

電気工作物の維持及び運用を行うための定期点検、測定及び試験の実施

設備概要、点検基準及び点検周期は、「設備概要」（別紙 1）及び「点検・測定試験基準」（別紙 2）のとおりとする。

### (2) 点検頻度

各点検の頻度は以下の通りとする。

ア 月次点検（通常運転状態で行う点検）・・・臨場点検 隔月 1 回

（臨場点検の無い月においても、絶縁監視装置の受信結果の報告を行うものとする）

イ 年次点検（月次点検を含む）・・・・・・・・年 1 回

### (3) 保安管理業務の内容等に関する細目及び絶縁監視装置の運用については別紙のとおりとする。

### (4) 緊急時の対応

受託者は、電気工作物事故発生時の应急処置の指導及び事故原因究明への協力並びに再発防止策の指導・助言及び必要に応じての臨時点検を行うものとする。

受託者は、電気工作物の事故が発生した時は、休日、夜間に拘わらず緊急出動を行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。

## 5 受託者の要件

受託者は、施行規則第52条の2第1項第2号に規定する外部委託の要件に該当する事業者でなければならない。また、受託者は、これを証する書類（別紙3）を契約締結後速やかに提出するものとする。

## 6 保安業務担当者等の明確化

受託者は、施行規則第53条第2項第2号に規定する保安業務担当者を定めなければならぬ。

また、受託者は、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる当該保安業務従事者の氏名等を記載した「保安業務担当者等名簿」（別紙4）を契約締結後速やかに提出するものとする。

なお、契約期間中に保安業務担当者等が変更となった場合には、再度名簿を提出し委託者の承諾を得ること。

## 7 災害時等における連絡

発注者又は受託者は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、直ちに委託契約の相手方に連絡するものとし、受託者は隨時点検を行い発注者へ報告すること。

## 8 電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する相互の義務及び責任

受託者はその職務を誠実に履行しなければならない。また、発注者は受託者の意見を尊重しなければならない。

## 9 連絡責任者の選任

発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安のため必要な事項を受託者に連絡するための連絡責任者を選任し、受託者に通知するものとする。連絡責任者が変更となった場合も同様とする。

## 10 保安業務担当者等の本人確認、点検結果の報告及び記録の保存

- (1) 発注者は、契約締結後速やかに受託者の保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。保安業務担当者等が変更となった場合も同様とする。
- (2) 発注者は、受託者の保安業務担当者等が点検等を行う際に、当該保安業務担当者等が提示する身分証明書により本人確認を行うものとする。
- (3) 発注者は、受託者の保安業務担当者等が行う点検等の終了時に当該保安業務担当者等から報告書及び完了届（様式7）を提出させて報告を受けるとともに、点検等の実施者及び点検結果等に係る記録を保存しなければならない。

## 11 事業場への到達時間

受託者の保安業務担当者の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく（2時間以内）到達し得る場所にあること。なお、主たる連絡場所等を明記した書類「執務状況表」（別紙5）を契約締結後速やかに提出するものとする。

## 12 北海道経済産業局への届出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、発注者が北海道経済産業局長あてに行う保安管理業務外部委託承認申請に必要な申請書等の作成及び届出についての指導を行うこと。
- (2) 前項(1)の申請が北海道経済産業局の承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、発注者は当該契約を一方的に解除できるものとする。

## 13 委託料の支払時期及び回数

年12回、毎月の均等払いとする(完了を通知する書面は様式7とし、これにより難い場合は別途協議すること。)。

## 14 個人情報の保護及び秘密の保持等

- (1) 受託者又は受託者の職員は、本契約の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は受託者の職員に対し、前項の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

## 15 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- 1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- 2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- 3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- 4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- 5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- 6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- 7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

## 16 その他

- (1) センター内一斉停電を伴う年次点検は、原則として8月に実施するものとし、業務実施日は、東部下水管理センターで執務を行っていない土曜日、日曜日等で、受託者が指定する日とする。
- (2) 業務の実施に必要な工具類及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 受託者の原因による故障及び破損、事故等に伴う費用負担及び必要な措置は受託者の責任において行うこと。また、受託者の原因によって生じた負傷、死亡事故等の責任も同様とする。
- (4) 本点検により発見された不良箇所等の補修部品の交換については、予め本市担当職員の承諾を得ること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然実施すべきものは、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (6) 本点検業務において不明な点は、本市担当職員と十分協議し疑義がないようにすること。

(7) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(別紙 1)

## 設 備 概 要

### 1 名称及び所在地

札幌市 下水道河川局 事業推進部 東部下水管理センター

札幌市白石区本通20丁目北2番11号

### 2 電気工作物の概要

電気工作物 の 概 要	需要設備	最大電力	125	kVA
		受電電圧	6.6	kV
		供給発変電所名	大谷地変電所	
	非常用予備 発電装置	容量	37.5	kVA
		電圧	200	V

## 定期点検・測定試験基準

	電気工作物	項目	種別		
			月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		※絶縁抵抗測定		○	
	遮断機 開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		※絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配電盤及び制御装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器特性試験		必要に応じて	
	接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
電使用場所	電動機、照明装置 配線及び配線器具 その他の機器類	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	

異常の発生または発生するおそれのある場合

- (注) 1 外観点検とは、電源を遮断しない状態において梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む。）などにより、電気工作物を点検することをいう。
- 2 観察点検とは、電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。  
ただし、柱上設備など高所に施設され、触手することが困難な電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。
- 3 ※印を付した項目は、停電範囲その他の理由によって実施を延長することがある。

(別紙 3)

## 電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 項第 2 号の要件に該当することを証する書類

年 月 日

(あて先)

受託者 (住所)  
(氏名)

印

### (業務名) 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務

イ. 保安業務従事者等	<p>《保安業務担当者》 氏 名 : 免状の種類 : 第 種電気主任技術者 免状の番号 : 第 号 交付年月日 : 略 歴 :  従事期間 : ○年○ヵ月 ( 種 : 年以上)  ※当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者が居ない場合、以下の記載は省略。  《点検を行わせる保安業務従事者》 氏 名 : 免状の種類 : 第 種電気主任技術者 免状の番号 : 第 号 交付年月日 : 略 歴 :  従事期間 : ○年○ヵ月 ( 種 : 年以上)  ※免状の写し及び実務経歴証明書は、別添のとおり</p>
ロ. 機械器具保有状況 ※該当するものをチェック	<input type="checkbox"/> 絶縁抵抗計 <input type="checkbox"/> 電流計 <input type="checkbox"/> 電圧計 <input type="checkbox"/> 低圧検電器 <input type="checkbox"/> 高圧検電器 <input type="checkbox"/> 接地抵抗計 <input type="checkbox"/> 騒音計 <input type="checkbox"/> 振動計 <input type="checkbox"/> 回転計 <input type="checkbox"/> 継電器試験装置 <input type="checkbox"/> 絶縁耐力試験装置
ハ. 保安業務担当者が担当する事業場数	<p>・既に担当していた事業場の算定値累計 ( 件 ) ・申請電気工作物の算定値</p> <hr/> <p>合 計 値 &lt;33</p>
ニ. 保安管理業務の適確な遂行に支障がないことの証明	保安管理業務を適切に遂行するためのマネジメントシステムが規定されている社内規定等は、別添のとおり
ホ. 問責履歴等	別添、宣誓書のとおり

(別紙 4)

## 保安業務担当者等名簿

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所)

(氏名)

印

(業務名) 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務

	氏 名	生 年 月 日	主任技術者免状の種類及び番号
保安業務 担当者			
保安業務 従事者			

(別紙 5)

## 執務状況表

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所)

(氏名)

印

(業務名) 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務

### 1. 執務状況

	通常の場合	緊急を要する場合
主たる連絡場所		
連絡方法		
当該事業場までの距離		
当該事業場までの所要時間		
利用交通機関		

## 業務完了届

令和 年 月 日

札幌市長 様

住所

受託者

氏名

印

役務名 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務

上記役務 ( 月分) は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	業務主任 技術職員	印
----	----------	-----------	-----------	---

決裁区分	課長	係長	係	この役務の検査員及び立会人に次のものを命じ、 令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。 検査員 技術職員 立会人 技術職員
	課			

決裁区分	課長	令和 年 月 日
課		

## 業務完了検査報告書

検査員 技術職員

印

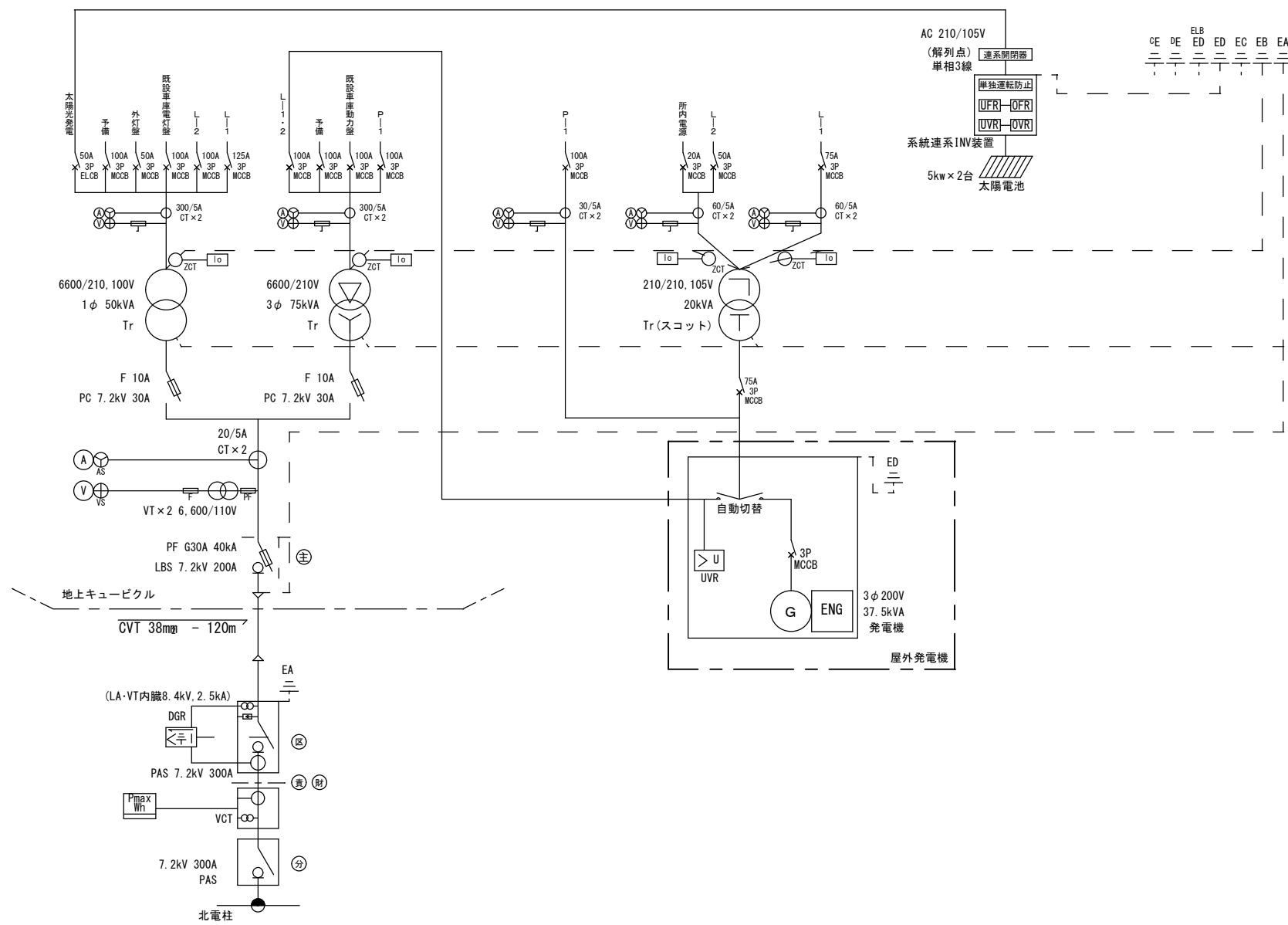
立会人 技術職員

印

上記役務の検査結果は、次のとおりであったので報告します。

役務名	東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務		
契約の相手方			
契約金額	総額	円 ( 月分)	円
契約年月日	令和 年 月 日		
履行期間(約定期間)	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
実施期間(検査対象期間)	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日		
検査の結果			

## 東部下水管理センター自家用電気工作物保安管理業務 単線結線図（参考図）



縮尺 : Free